

各私立小・中・高等学校長 様

大阪府消費生活センター所長  
(公 印 省 略)

「消費者教育講師派遣事業」の実施について（通知）

日頃から、消費者行政の推進について格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 6 月に成年年齢を 18 歳に引き下げる改正民法が成立し、令和 4 年 4 月に施行されるため、若年者への消費者教育がより一層重要なものとなっています。

大阪府消費者基本計画（第 2 期）」（令和 2 年 3 月策定）では、特に在学中に成年となる高校生等に対する実践的な消費者教育を推進するため、貴教育委員会等と連携して消費者教育教材を活用した授業の実施及び、「消費者教育コーディネーター」（※）や消費生活相談員などの実務経験者の学校教育現場での活用に重点的に取り組むこととしています。

当センターでは、学校における消費者教育を支援するため、「消費者教育コーディネーター」を設置するとともに、下記の事業を実施しています。

については、本事業の趣旨を御理解いただき、活用について御検討くださるようお願いいたします。

記

1 <児童・生徒向け>消費者教育講師派遣事業

児童・生徒等を対象にした消費者問題に関する授業や講座へ講師を派遣します。  
インターネットでの契約トラブル等、若者に多い消費者トラブルの相談事例や対処法について学びます。

詳細はウェブページをご覧ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/keihatsu/koushihaken.html>

※ 消費者教育コーディネーター

消費者教育コーディネーターは、消費者教育を担う多様な関係機関や担い手をつなぐため、消費者教育に関する専門的な知識を持ち、間に立って調整を行うコーディネーター的な役割を担っています。

・大阪府消費生活センター  
担 当 五味  
電 話 06-6612-7500  
E-Mail [GomiKe@mbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:GomiKe@mbox.pref.osaka.lg.jp)  
・事業の申込み・問合わせ先  
(公財) 関西消費者協会 電話 06-6612-2330